

組合員の皆様へ

門別町農業協同組合

組合員資格確認のお願い

組合員の皆様の住所、氏名、団体代表者等に変更があったとき、また、組合員資格を失うもしくは変動があった場合には、定款の定めにより、その旨を書面にて当JAまでお届けいただくことになっております。

上記変更があった場合は当農協までお届けいただきますようお願いいたします。

ご不明なことがありましたら、管理経理電算課までお問い合わせください。

門別町農業協同組合 管理経理電算課 Tel 01456-2-5111

組合員資格

【正組合員】

- 1 0.5ヘクタール以上の土地を耕作する農民で、その耕作する土地または住所がこの組合の地区内にあるもの
- 2 1のうち150日以上農業に従事する農民で、その住所がこの組合の地区内にあるもの
- 3 農業を営む法人（常時使用従業員数300人超かつ、資本・出資の総額が3億円超の法人を除く）で、事務所またはその経営に係る土地が地区内にあるもの

【准組合員】

- 1 地区内に住所を有する個人
- 2 地区内に勤務地を有し、当組合の次の事業を継続して利用している個人
 - └ 貯金等・借入金・購買等・サービス（給与振込・年金振込・公共料金）
- 3 地区外に住所を有し、当組合の次の事業を継続して利用している個人
 - └ 購買等・販売等・特定農地貸付

定款

(組合員の資格)

第12条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

- ② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。
 - 1 0.5ヘクタール以上の土地を耕作する農民で、その耕作する土地又は住所がこの組合の地区内にあるもの
 - 2 1のうち150日以上農業に従事する農民で、その住所がこの組合の地区内にあるもの
 - 3 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの
- ③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。
 - 1 この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
 - 2 この組合から第7条第1項第2号から第4号まで又は第12号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
 - 3 この組合から第7条第1項第4号、第10号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
 - 4 この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
 - 5 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第2項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の施設を利用することが適当であると認められるもの（前項第3号及び前号に掲げる者を除く。）
- ④ 前2項の規定にかかわらず、別表各項の1に該当する者は、この組合の組合員となることができない。

(資格変動の申出)

第14条 組合員は、前条の規定により提出した書類の記載事項に変更があつたとき又は組合員たる資格を失い若しくはその資格に変動があつたときは、直ちにその旨を書面でこの組合に届け出なければならない。

別表

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
- ② 次の各号の1に該当する者
 - 1 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 2 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 3 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 4 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 5 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること